

セーフティネット保証等について

セーフティネット保証及び危機関連保証は、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害などにより経営の安定化に支障が生じている中小企業者に対し、その経営の安定に必要な資金の借入について保証限度額の別枠化等を行い支援する制度です。下記の事由により、事業活動に支障が生じていることについて市長が認定します。

セーフティネット保証の認定は、長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会、長野県中小企業団体中央会もしくは長野市商工労働課で申請してください。

1 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

【セーフティネット保証を受けられることができる事由】

	対象となる中小企業者
1号	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号	（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者
8号	RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

2 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

※詳細につきましては、[中小企業庁の関連ページ](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)をご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

3 セーフティネット保証等認定により利用可能な資金

（1）経営安定特別資金

	経営安定対策	関連倒産防止対策	災害関連対策
セーフティネット保証認定	5号、7号または8号認定者	・1号から3号、6号のいずれかの認定者 ・危機関連保証認定者	4号認定者
資金用途	運転資金		
融資限度額	5,000万円 ※経営安定対策、関連倒産防止対策、災害関連対策の合計額		
利率	1.80%	1.80%	1.50%
返済期間	7年以内 ただし、借換えに限り9年以内 (据置1年以内)		7年以内 ただし、 借換えに限り9年以内 (据置2年以内)

【借換え制度】

以下の条件を満たす場合、経営安定特別資金を利用した借換えが可能です。

<借換え条件>

- ア 借換えの対象となるのは、長野市融資制度を利用した既借入金であり、これを一括返済すること
- イ 借換え対象資金について、元金を13回以上返済し、延滞がないこと。また、原則として返済額及び返済期間の変更がないこと
- ウ 保証協会の保証が得られること
- エ 添付書類として借換え対象資金の償還表を添付すること
- オ 原則として同一金融機関での借換えであること
- カ 借換え対象資金は、経営安定特別資金及び緊急借換え資金で借換えた資金は含まないこと
- キ 保証協会の「借換保証制度要綱」の範囲において行うこと
- ク 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換えることはできない
- ケ 経営安定関連保証等の各種保険特例を利用した場合（いわゆる「別枠保証」）は、借換えに際

しても別枠保証を利用することを原則とする

注) 借換え制度は令和6年3月31日までの期限付き制度です。

(2) 緊急借換え資金

既に1回借換えを行なった借入金(経営安定特別資金)を再度借換えることにより返済額を軽減し、資金繰りを円滑にするための資金です。

セーフティネット 保証認定	・ 1号から8号のいずれかの認定者 ・ 危機関連保証認定者
資金用途	運転資金
融資限度額	5,000万円
利率	1.80%
返済期間	10年以内(据置1年以内)

【借換え条件】

- ア 借換え対象資金は、過去に借換えを行った経営安定特別資金であり、これを一括返済すること
- イ 借換えは、借換え対象資金の借入残高に限られ、新たな資金(いわゆる「真水」)を追加することはできない
- ウ 借換え対象資金について、元金を13回以上返済し、延滞のないこと。また、原則として返済額及び返済期間の変更がないこと
- エ 保証協会の保証が得られるもの
- オ 添付書類として借換え対象資金の償還表を添付すること
- カ 原則として同一金融機関での借換えであること
- キ 保証協会の「借換保証制度要綱」の範囲において行うこと
- ク 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換えることはできない
- ケ 経営安定関連保証等の各種保険特例を利用した場合(いわゆる「別枠保証」)は、借換えに際しても別枠保証を利用することを原則とする

注) 借換え制度は令和6年3月31日までの期限付き制度です。